

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和4年度益田国道維持出張所管内災害応急対策活動（1月24日－25日）（その1）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 前田 文雄  （島根県浜田市相生町3973）
契約締結日	令和5年3月6日
契約の相手方の氏名及び住所	高橋建設（株）  （島根県益田市遠田町3815番地1）
契約金額	金1,606,000円 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
予定価格	非公表  ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
随意契約によることとした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備考	

# 随意契約理由書

契約業者名 : 高橋建設株式会社

件 名 : 令和4年度益田国道維持出張所管内災害応急対策活動  
(1月24日-25日)(その1)

理 由 :

本件は、大雪に伴う、一般国道9号のタイヤチェックおよび交通誘導を行うものであり、「災害応急対策活動等に関する基本協定」の社に出動要請を行ったものについて、随意契約を行うものである。

契約相手方の高橋建設(株)は、浜田河川国道事務所の災害応急対策活動の工事等に関する基本協定業者であり、会社の施工実績、本支店の所在地、人員確保の状況等を確認し、緊急対応を求めたところ、当該業者のみが履行場所において本件を遂行できる唯一の業者である。また今回派遣する益田国道維持出張所管内で国道9号を規制した実績があることから、安全かつ確実な活動が可能となるため、契約の相手方としたものである。

よって会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号より随意契約を行うものである。